

結

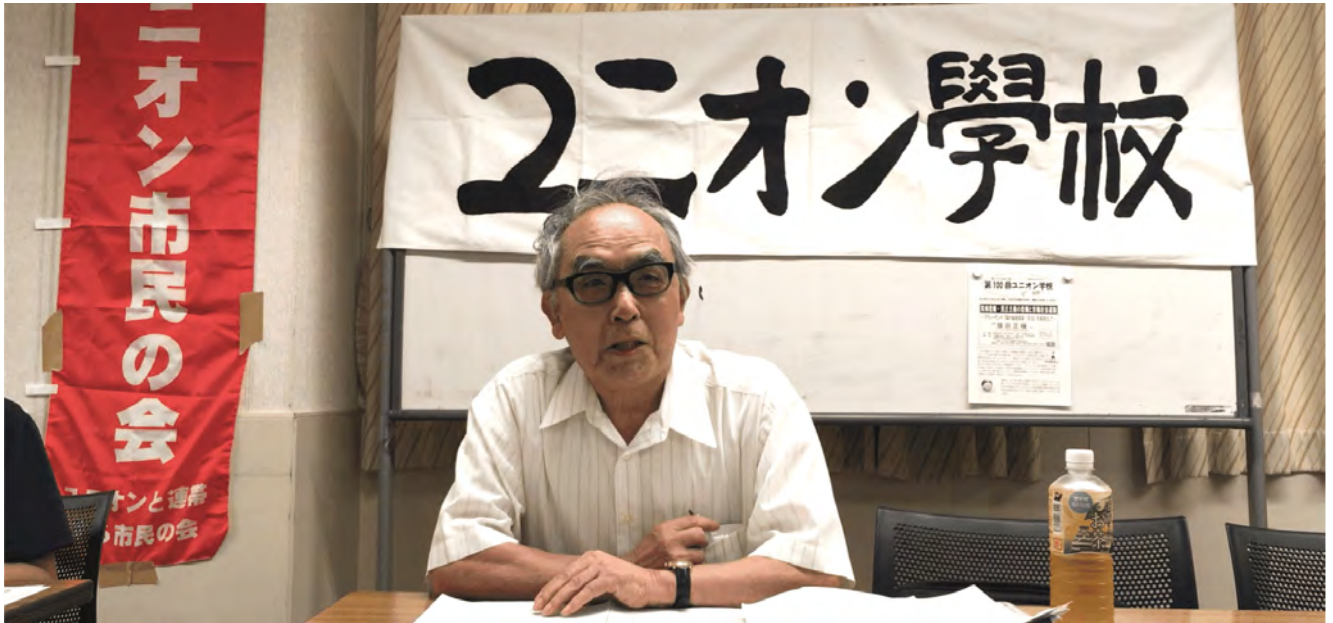
ゆい

いつまで続くのか？現在の岸田政権はあるはずの「聞く耳」はどこへ行ってしまったのか。多くの市民の声をなぜここまで無視する事が出来るのか。（内閣改造も不発に終わり、支持率は25%程度とか）

福島第一原発からの「汚染水」ー多くの放射性物質を含む大量の水を「処理水」と言い張り、トリチウムだけが問題であるかのように話を矮小化し、政府・マスコミをあげて「処理水」放出ありき。反対意見などまるでないかのごときである。原発推進に舵を切った政府であるが、増え続ける「核のゴミ」最終処分場問題は行き詰まりつつある（9月27日長崎県対馬市長は文献調査の受け入れ反対を表明）。10月消費税・インボイス（適格請求書）制度への導入反対の多くの意見（フリーランスや中小企業も中止・延期を求め、54万筆を超える署名を提出）もまるで無視。消費税に対する多くの誤解（益税・ネコババ論）を利用し、市民を分断し消費税増税へと突き進むつもりである。現在の物価上昇、生活の不安に悩む庶民に更なる大增税を企む岸田政権には退場してもらわなければならない。マイナカード・マイナ保険証の問題もあまりにひどい！この間、連日のごとくトラブルが報道され、不安と不信が渦巻いている。マイナ保険証一本化などだれが望んでいるのか！（大場一哉）

2023年10月7日 発行：ユニオンと連帯する市民の会

第34号



猿田正機さん（第100回ユニオン学校）2023.7.28

第100回ユニオン学校報告

～「気候危機・民主主義の危機とユニオン運動（猿田正機さん）-----	小野 政美
韓国ワイパー労組が勝利解決 -----	浅野 文秀
いま、なぜ関東大震災、朝鮮人・中国人大虐殺	
100年か、「国家と民衆犯罪の共犯関係」を考える -----	小野 政美
映画「福田村事件」を観て -----	櫻井 善行
威力業務妨害罪 -----	木村 直樹
ユニオン学校 -----	木村 直樹
ネットの拾い読み -----	
告知欄	

小野政美（「ユニオン学校」運営委員）

7月28日、「ユニオン学校」第100回は、「ユニオンと連帯する市民の会」顧問でもある、猿田正機（中京大学名誉教授）さんを講師に行われた。猿田さんの講演は、22ページに及ぶ講演レジュメに基づき行われ、ご自分の「自分史」・「研究史」・「労働運動・市民運動との関わり」など多岐にわたるテーマを、日本とスウェーデンの比較研究を基に、自分の経験に引きつけて縦横無尽に話された。「ユニオン学校」第100回記念にふさわしい講演であり、多くの参加者に感銘を与えた。猿田さんは、講演後の質問にも丁寧に答えられた。紙数の関係で、猿田さんの講演レジュメを報告者の判断で再編集し、講演後の質疑応答も割愛させて頂いた。

気候危機・民主主義の危機とユニオン運動

－スウェーデンの『緑の福祉国家・社会』を素材として－

猿田正機（中京大学名誉教授）

はじめに～自分の経験に引きつけて、「ユニオンと連帯する市民の会」はどんな社会を、どのようにしてめざすべきなのか。「雇用・生活・いのちと平和・気候正義－ユニオン運動への期待」。

（1）「感動」、「直感」、「無知の自覚」からの出発が幸いした。

◆初めて海をみた時の感動、・出発点としての無知の自覚、マルクス経済学と住みよい社会実現への夢など。（2）大学・大学院と研究テーマの変遷とスウェーデンとの出会い

◆研究テーマ、①中小企業論、中小企業労働問題、②恐慌論・景気循環論と失業問題、③企業規模別賃金格差論、事例としての鉄鋼業、特に八幡製鉄、④戦後民主変革期と生産管理闘争、⑤春闘と千代田総行動、⑥トヨタシステムと労務管理・労使関係、労働・生活、そして管理教育、トヨタシンポ、トヨタ総行動、全トヨタ労働組合、⑦愛知労働問題研究所、地域構造研究会・PWO研究会、⑦スウェーデン研究会、スウェーデン留学、ボルボやスウェーデン社会への興味、北ヨーロッパ学会の設立、⑧愛知健康センター、⑨ユニオンと連帯する市民の会、⑩気候危機(たかだ洋子、斎藤幸平『人新生の「資本論」』)

1. なぜ、スウェーデンか。直接は、「ボルボシステム研究」

◆①学費・教育費・奨学金、②大学もほとんどが国立、塾ナシ、③選挙～徹底した比例代表制、政策選挙、④賃金格差～連帯賃金制、企業規模別賃金格差、⑤積極的労働力政策、労働力流動化政策、⑥ジェンダー、移民・難民～個人単位社会と教育、⑦最低保障年金、⑧気候変動対策と若者重視、⑨社会技術システム論、⑩政治～コンセンサスポリティックス、⑪200年以上の平和、⑫「緑の福祉国家」

2. スウェーデンと接触して解決した問題－体験談から

①学費・奨学金、②企業規模別賃金格差、③失業・職業教育訓練、リカレント教育、④民主主義と選挙制度、⑤社会福祉・保障と個人単位社会

3. なぜ、ユニオン運動に注目するのか－労働運動への期待

日本労働運動史におけるユニオン出現の意味：背景：日本的経営の崩壊と大企業労働組合の形骸化、雇用不安の拡大・深化と非正規雇用(若者、女性、外国人など)の激増、止まることのない実質賃金の低下、長時間労働・パワハラと過労死・自死、戦争、気候危機

3. 日本労働組合運動(労使関係)の辿った道

1. 日本的経営の崩壊と日本的福祉社会の崩壊(財政・教育・労働システム)

たとえば、「日本型雇用システムにおける生活給と、公的な教育費負担の貧弱さと教育の職業的意義の欠乏の間に、お互いがお互いを支えあう関係が成立していた」(濱口他著)が、これが崩壊しつつある。

生活給=電産型賃金体系→年功給(若者：単身者型賃金)→能力主義(査定)。若者・女性の雇用・生活・将来不安の深刻化、過労死・自死、ハラスメント、ダブル・ワーク、高齢者の労災

トヨタシステムと労働者：生産システム、人事労務管理・労使関係。労働者として、市民として、人間として？

2. ロシアのウクライナ侵略戦争と軍事費の拡大、赤字財政の深刻化

3. 戦後日本労働運動とユニオン運動(ユニオン学校の意義)

(1)世界からみた日本の労使関係

イギリス型、→ノンユニオン型。アメリカ型：→ノンユニオン型。ドイツ型：共同決定(団体交渉)と従業員代表(←ワイマール労働システム)。フランス型：組織率は低くても労働運動への支持者・協力者は多い。スウェーデン型：組織率が非常に高い。団失業保険の労働組合管理、団体交渉と経営参加。中国型：外資系企業：二重の管理(共産党主導の管理体制)

日本型：労使協議会(労使協調ではなく、経営従属的労使関係、団交・スト権など争議の否認)日本的経営(年功賃金、終身雇用、企業内教育)の崩壊と企業別労使関係の強化。その結果、いわゆる「日本の福祉国家」の崩壊、将来ビジョンの喪失

①労働組合運動の成果が制度として定着しなかったこと。②公務員などからの団交権・争議権の剥奪、大企業にみる労働三権の形骸化。③春闘にみる賃上げ交渉とその後30年続く実質賃金の低下、最賃闘争の軽視。④正規労働者の雇用・生活の不安定化と非正規労働者(若者、女性、高齢者、外国人など)の激増。⑤長時間・過密・不規則労働、過労死・自死、パワハラ、セクハラ、うつ病。⑥教育・社会福祉・保障の普遍主義化・社会化の遅れと貧困の拡大、「日本型福祉国家」の形成と崩壊。そのような国内環境のもとで直面しているロシアのウクライナ侵略、平和・民主主義の危機、気候危機。

(2)日本の歴史からみた日本の労使関係

戦前：①大日本帝国憲法(天皇主権)、②教育勅語、③企業別組合の成立、④日本労働組合評議会、⑤日本労働組合全国協議会④労働者は女性方が多かった、⑤労働組合組織率の最高は7.9%

戦中：「産業報国会」、国家総動員体制

戦後：①占領、戦後民主変革期、生産管理闘争、電産型賃金体系、②高度経済成長期、三井三池闘争、春闘、千代田総行動(使用者概念の拡大)、全国金属労組、全国一般、全日自労、スト権の剥奪③スト権ストと石油危機・低成長経済期、④総評解体(連合、全労連、全労協)、⑤ソ連崩壊、グローバル化・新自由主義、バブル経済の崩壊と経営・労働環境の大転換期、⑥ユニオン運動(ローカル・ユニオン、青年ユニオン、女性ユニオンなど)、⑦全自運関西生コン支部のたたかい業界の体質改善～賃金・労働条件、品質(シャブコン)、地下水(リベート)、SS渡し方式、「半金半手(支払方法)」、共同受注(生コン価格)「憲法28条、労働組合法は戦後民主主義の出発点。今回の弾圧手法は、団体交渉権、団体行動権の制約、そのために暴力団対策の拡張適用、共謀罪の先取りの手法。まさに『民主主義の危機(プシェヴォスキ 白水社)』(p.203)「阪神淡路大震災の惨事。シャブコン追放しなければ、建造物どころか日本社会そのものが壊れてしまう。人の命を軽視することだ。」

4. 日本が直面する課題 (ユニオン学校などからみえる現実)

5. 現在日本の労働運動に求められるもの

(1)労働問題の解決：労働者・人間尊重。(2)平和・気候危機との対峙：人間のみならず自然・生物・環境の保護。(3)労働者・市民(若者、女性、身しょう者、外国人)の交流・連帯、国際連帯。ドイツ・ブレーメン大学との研究交流、フィリピン・トヨタ争議、韓国・デンソー子会社争議、中京大・羅教授解雇裁判、アメリカのレイバーノーツ、スウェーデンへのオンライン留学(4)ユニオン運動をどう考えるかー私史からみた労働組合運動とユニオン

6. スウェーデンとの比較からみえてくる日本の労使関係の現状(⇔アメリカや西欧との比較)

◆福祉国家・スウェーデンの労使関係と社会改革

①第1段階労働組合活動の承認と雇用・労働時間・賃金の改善；②第2段階 「労働の質」「労働生活の質」の改善；③第3段階人間らしい「労働と生活の質」の改善(拙著参照)；④第4段階「社会・自然環境の質」の改善(気候変動対策)；「人間らしい労働・職場生活、生活、環境の質」の改善

①第1段階 労働組合活動の承認と雇用・労働時間・賃金の改善

1890年～1930年代半ばに、遅れた出発したスウェーデンの資本主義のなかで、労働組合が組織として確立した時期である。時期的には、日本の明治維新から1945年の敗戦までの天皇制軍国主義の時代に相応しよう。スウェーデンは、第1段階ですでに非同盟・中立の下で平和を実現していた。

②第2段階 「労働の質」「労働生活の質」の改善

1930年半ば～1970年代初頭「スウェーデン・モデル」の確立期(⇔敗戦から1970年代半ば、日本的経営の確立期【注3】)1932年に社会民主党政権が誕生し、それ以降44年間連続して政権を維持した、いわゆる「スウェーデン・モデル」の確立した時期である。

③第3段階 人間らしい「労働と生活の質」の改善(教育、QWL、福祉)。1970年代に始まり、1980年代以降の団体交渉構造の細分化・分権化、政権の交代と「新自由主義」の拡大の時期である。(⇔石油危機からバブル期に相当)。1970年代の大半 労使は産業民主主義に関する論争に終始。1999年 21世紀へ向けた年金制度改革。1999年 スウェーデンの環境法典。この段階になると、スウェーデンは「持続維持可能な社会、安心社会の実現」。「緑の福祉国家」を目指して、炭素税にはじまり、21世紀前半のビジョンとしての「緑の福祉国家の実現」や、21世紀へ向けた年金制度改革、環境法典など、次々と新たな政策を打ち出している。年金制度改革は、「『国民生活の基本的な制度の一つである公的年金制度の設計には与野党の対決を持ち込むべきではない』という現実的な考えから、保守四党と与党の社民党が協力し、20世紀最後の10年に十分時間をかけてまとめたもの」である。これらは生活権・労働権や「労働の人間化」、「職場生活の質」や「労働・生活の質」の一層の改善を図りつつ、「社会・自然環境の質」の改善への取り組みが始まる。

「人間らしい労働・労働生活、生活、環境の質」の改善と労使関係

普遍的な平等教育、職業教育・訓練、女性の労働市場への進出、「ワーク・ライフ・バランス」と個人単位税制・福祉の改善(⇔性別役割分業、「男性稼ぎ主」モデル、世帯単位税制)、民主主義教育と比例代表制(政策論争)、人間・個性尊重(当事者能力の育成)、所得の再分配と社会福祉・保障の整備、労働社会運動による「社会・自然環境の質」の改善と「緑の福祉国家」の基盤形成への貢献

7. ユニオン運動への市民の期待

◆<未来の子どもたちや人類・生物・自然などへの責任>

(1)必要なのは、どういう社会をつくるのか、の認識の共有

平和、自由、平等、民主主義、連帯、人権、ジェンダー、普遍的平等教育(リカレント教育)、ディーセントワーク、人間らしい生活の保障そして環境、気候変動対策(正義)

(2)認識共有のための情報共有(科学の尊重)・議論とコンセンサスーヨーテボリ市の事例。政府・自治体・労使の対話とコンセンサス

8. 気候危機・民主主義の危機とユニオン運動ースウェーデンの『緑の福祉国家・社会』を素材として

【1】気候危機・民主主義の危機

1. 気候危機とは

2. 民主主義の危機とは

「資本主義の限界の所在」、「可視化される危機」と「大分岐の時代」。技術的、空間的、時間的：トランプ、プーチン。例えば、日本：政治・経済民主主義の危機、労使関係の危機

3. 気候危機の現状

第二次世界大戦後の経済成長=地球の温暖化の「大加速時代」。豊かな生活の前提条件：自然・社会環境(土建国家、地域→地球環境の破壊)。気候危機の不均等分配～「中核」と「周辺」(グローバルサウスとノース)。エルニーニョ現象、温暖化、山火事、干ばつ、風水害の大規模化、熱中症、食糧不足、水不足、島・領土の水没、生物多様性の喪失、中近東(イラン、イラク)の砂漠化、新種のウイルスによる病気の蔓延、難民・移民の激増

4. 気候危機と世界の動向

(1)国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP)

1992年6月3日～14日、ブラジルのリオデジャネイロにて「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)の開催。このサミットの中で結ばれた諸条約の一つが「気候変動枠組条約」である。そして、条約にもとづき毎年COP(締約国会議)を開催することが決まった。

(2)2015年国連総会で、持続可能な開発目標(SDGs)採択

(3)2015年、COP21パリ協定採択世界共通の長期目標2℃目標。1.5℃に抑える努力。

(4)気候市民会議(「脱炭素社会」)

※エコロジー社会主義、グリーンニューディール、Climate Justice(公平性)

【2】気候危機対策からみたスウェーデンと日本

1. 日本・トヨタの事例

(1)日本の気候危機対策

「2030年までの10年間は『勝負の年』」(『環境白書』山口大臣) SDGs

「GX(グリーン・トランスフォーメーション)推進法案」の概要

「環境債ではなく移行債 欧州は再エネ限定 日本は火力・原発も」

(2)豊田市・トヨタの気候危機対策

トヨタ:「2023年版CSR企業ランキング300」の「環境」208/209位

社会的責任を軽視した交通安全教育、自転車のヘルメット着用

2. 公害、社会的費用と自動車(宇沢弘文)

自動車による社会的被害=環境破壊、生活・教育破壊、大気汚染

3. スウェーデン・ボルボの気候危機対策

(1)スウェーデンと「緑の福祉国家」

1987年に、国連の「環境と開発に関する世界委員会(WCED)は、「持続可能な開発(Sustainable Development)の概念を国際的に広める先駆けとなった報告書「われら共有の未来」(通称ブルントラント報告)の概念を公表したが、スウェーデンは、この国際的な概念を国の政策にまで高めた数少ない国の一つで、その実現に具体的な一歩を踏み出した世界初の国といえる。20世紀の「福祉国家」(旧スウェーデン・モデル)の8つの主導的価値。「自由」「平等」「機会均等」「平和」「安全」「安心感」「連帯感・協同」「公正」

21世紀の「緑の福祉国家」(新スウェーデン・モデル)。「人間と環境の両方を大切に作る社会」「生態学的に持続可能な社会」◆21世紀へ移る準備をした「90年代」。「環境政策」(1991年2月)、「循環政策」(1992年6月)、「経済発展のための政策」(1995年11月)

◆スウェーデンの「緑の福祉国家」への主な8つの転換政策

①気候変動防止への対応、②オゾン層保護への対応、③税制改革—課税対象の転換、④エネルギー体系の転換—原発の段階的廃棄、⑤廃棄物に対する「製造者責任制度」の導入。スウェーデンの廃棄物政策のキー・ワード:「今日の製品は、明日の廃棄物」、製品の製造者は「廃棄物の製造者でもある」。⑥スウェーデン発の新しい化学物質政策。⑦持続可能な農業と林業:(自給自足経済、森林の増加)、⑧都市政策

◆スウェーデンの環境諮問委員会が90年代の初めから提唱している政策評価のチェック項目は、6つ。

a.エネルギー消費を削減し、再生可能エネルギーの利用を増やす方向にあるか;b.種の多様性や自然の資源生産能力を増大する方向か;c.生態学的(エコロジー的)なサイクルの完成をめざしたものであるか;d.人間と環境の許容限度内にあるか;e.問題を生ずるよりも問題を解決する方向性を持っているか;f.予防原則を順守しているか ◆「緑の成長」に向けたボルボと自治体(ヨーテボリ市)の共進化

4. 人間的な街づくりと自動車—ヨーテボリ市と豊田市 子どもや老人も自然に生きていける交通・街づくり

おわりに

1. なぜ間違ったのか? 何が間違ったのか? ①民主主義の前進・後退と福祉国家の否定と対案(「新福祉

国家論」など)。資本主義の全般的危機の深化と国家独占資本主義②北欧福祉国家批判と日本的なビジョンの喪失(土建・開発国家批判)③ジェンダー平等の軽視、平等・個人単位社会の無視、最低賃金制、同一価値同一賃金の軽視④「要求による団結・統一」。労働運動統一・団結・連帯の困難さ、組合民主主義の遅れ、企業別組合内活動の評価⑤企業内民主主義・組合民主主義の前進と後退

2. 日本はどんな改革を進めるべきなのか、どんな国を目指すのか。

(1)選挙改革：比例代表制の確立(2)団体交渉権・争議権の確立と従業員代表制・経営参加制度(3)賃金・雇用・労働時間制度の充実(とりわけエッセンシャルワーカー)(4)雇用・失業保障、職業教育・訓練、社会福祉・保障の整備(5)労働の人間化、ディーセント、ワークライフバランスの確保(6)ジェンダー平等、ワークファミリーバランスの実現(7)教育、社会福祉・保障制度の充実(8)環境・気候変動対策の推進と人間の生活環境の整備

3. 「報連相」では、社会改革はできない。当事者間の議論と合意形成が不可欠

軍事力増強で平和・気候危機・国民の生活は守れない。全体防衛の視点の重要性、科学(専門家)への信頼(コロナ)。直面しているのは、労働者・人類のみならず生物・地球の危機。いまこそ世界的な衡平・連帯が必要だ。職場における民主主義、「労使関係の民主化」、当事者参画・参加

4. 平和・民主主義を守り発展させ、気候危機への人類の挑戦(戦後、第二の緑の民主主義革命期：労働者・市民による社会変革)

労働組合運動、社会運動、政治運動を学ぶ学校。そのためには自由に議論ができるようにすることが大事だ。日本では労使関係や民主主義抜きの議論が多すぎる。コンセンサス・ポリティックスの重要性。①働くものの雇用・労働・生活を守る、②人間(若者・女性、外国人)の未来を奪わない、③平和・環境、④当事者参加と政治、⑤歴史との対話、国際連帯、⑥相互支援、団結・連帯は絶対に崩さない。

◆それを学ぶための「ユニオン運動を支援する会」でありたい。

記録録画のアドレス

<https://youtu.be/7bl6lsdGeoU>

労働問題など学ぶ市民講座「ユニオン学校」



重ねた10年 100回目

労働運動をはじめ、働くことや社会のあり方についてさまざまな観点から学ぶ市民講座「ユニオン学校」が、百回に達した。労働運動への理解と支援を広げようと、市民有志が企画。二〇一三年から主に名古屋で地道に続けてきた。

(目下部弘太)

読書や映画観賞会も最初は隔月で、翌年からはほぼ毎月開催。名古屋の労働運動史をひもといたり、個人加盟の労働組合員や発展途上の労働者を支援するフェアトレード店主に話を聞いた。小説「君たちはどう生きるか」の読書会や、反戦を貫いた戦前の川柳作家鶴彬を描いた映画鑑賞会も開いた。

百回目は七月二十八日夜に名古屋熱田区の労働会館で

100回目の「ユニオン学校」で講演する猪田さん(右座)。名古屋熱田区の労働会館で

館であり、三十人が参加した。中京大名教授の猪田正機さん(左)が、スウェーデンなど海外との比較で日本の労働環境を解説。「日本の労働運動は成果を積み重ねてこなかった」と指摘した上で「反対するだけで終わってはいけない」として、環境問題などにも力を入れるべきだと訴えた。

代表で市内の郷土史家、木村直樹さん(左)は「百回までは走ってきた。これからはじっくりやっていこう」と話した。

百一回目は九月二十五日午後六時半から労働会館で。中部電力の新入社員だった息子(左)が話す。四月に名古屋高裁が上司のパワハラや過重労働と自殺の因果関係を認めて労災と認定する判決を出し、確定した。

木村直樹さん 090(9936)8202

中日新聞 2023年8月8日

韓国ワイパー闘争が勝利解決

コミュニティユニオン東海ネットワーク事務局
浅野 文秀

8月16日労使合意書に調印

デンソーの韓国内子会社である韓国ワイパーによる会社清算・全員解雇に対し、会社存続・解雇撤回を求めて闘ってきた韓国ワイパー労組の闘いが、1年を越えた闘いの末、先月交渉が労使合意に達し、8月16日調印式により最終的に解決した。

一昨年秋、会社と組合は清算や解雇は組合の合意なしには行わない旨の雇用安定協約を締結した。それにも拘わらず、昨年7月デンソーが韓国のワイパー事業から撤退するに伴い、韓国ワイパーは会社を清算し従業員を解雇する事を突然発表した。

これに対し、韓国ワイパー労組はハンスト、設備搬出阻止の闘い、元請けへの抗議行動、会社清算・解雇無効の裁判闘争などを行うとともに、親会社のデンソーに対し申し入れを行うために、三次にわたって日本遠征闘争に取り組んだ。その結果、清算撤回・雇用保障の代わりとなる画期的な社会的雇用基金を勝ち取り、209人組合員総意により勝利的に闘いを終結した。

第一次の日本遠征の際にはデンソーの本社が愛知県にある、ということで、コミュニティユニオン東海ネットワークに支援要請があった。そこでこの地域のユニオン・労働者に支援のための会合をもち、以降三次にわたる遠征闘争への支援をよびかけ、多くの仲間にかんかしていただいた。

闘いの終結にあたり、韓国ワイパーの仲間よりコミュニティユニオン東海ネットワーク宛に下記の「感謝の手紙」をいただいた。日韓の労働者がこれからも手を携えて闘っていくことを共に確認したいと思う。

10月22日に名古屋で闘争勝利報告集会

闘いの勝利を祝って、下記のとおり名古屋で「韓国ワイパー闘争勝利報告集会」を開催する。韓国の労働者十数名が来名し、闘いの総括と今後について報告します。食事をとりながらの気軽な集会です。ぜひご参加ください。（参加費は無料です）

名称：韓国ワイパー闘争勝利報告集会

日時：10月22日（日）午後1時30分～

場所：ウインクあいち1103会議室

内容：合意の経過報告／動画上映（レイバーネット動画上映）／東京と愛知のメンバーからの発言／韓国側からの発言／公演（ユルトンなど）

『韓国ワイパー分会闘争における日本の仲間の皆さんの献身的な連帯に対する金属労組からの感謝のご挨拶』

2023年8月28日

To: コミュニティユニオン東海ネットワーク
代表 柴田天津雄様

1. 全国金属労働組合は、日本の仲間の皆さんの献身的な連帯に対し、感謝のご挨拶をお送りします。
2. 金属労組韓国ワイパー分会は、2022年7月からデンソー資本の一方的な清算発表と解雇に抗して今年に至るまで熱い闘いを進めてきました。ハンストをはじめ、設備搬出阻止の闘い、デンソーコアに圧力をかける闘い、日本大使館への一人デモ、元請けへ圧力をかける闘い、日本遠征闘争など数多くの闘いを進め、ついにデンソー資本の合意を引き出すに至りました。

3. 清算撤回と雇用保障を闘い取ることはできませんでしたが、組合員たちの熱い闘いと連帯してくださった仲間の皆さんの力によって意味のある成果を作り出し、8月16日には調印式を終えることができました。

4. 何といたっても日本遠征闘争で見せてくださった日本の仲間の皆さんの献身的な連帯に、心から感謝のご挨拶をお送りします。皆さんは国籍を超え、労働者の連帯とは何たるものかを自らの実践で見せてくださいました。遠路はるばる駆けつけてくれて共に闘い、共に清算撤回を叫んでくださった皆さんの姿を金属労組は忘れません。

5. これまで韓国サンケンと韓国ワイパーの闘いに献身的な連帯をしてくださった皆さんを思うとき、直接お訪ねして感謝の挨拶をお伝えするべきところですが、お手紙でのご挨拶をお許してください。私たち金属労組は闘いの現場で日本の連帯団体の皆さんが見せてくださった実践と連帯の精神を忘れず、労働者の闘いと連帯の道にいつも共に歩んでまいります。ありがとうございました。

連帯の意を伝えつつ

全国金属労働組合 委員長 ユン・チャンヒョク

.....

『金属労組韓国ワイパー分会、感謝の手紙』

2023年8月28日

こんにちは。

韓国ワイパー分会です。調印式を終え、1週間が過ぎていきます。

1年間の闘いを整理し、評価する日程はもちろん、分会の新たな跳躍のための準備作業へと、私たち分会では1日1日を忙しく過ごしています。

長い闘いを終え、明るく笑っている組合員の顔を見ると、私たちの闘いの究極の目標が何であったか、いま一度考えさせられます。

日本の仲間の皆さんにはすぐに連絡しなければならなかったのに、遅れたことをお詫びし

ます。

皆さんの心からの連帯と変わることのない闘いによって、韓国ワイパー分会は意味ある成果を勝ち取りました。清算撤回と雇用確保は勝ち取れませんでした。私たちの成果が分会の組合員と、さらに苦しい労働者のためのものであり、デンソーという巨大な日本資本を相手にして勝ち取ったものであるため、私たちの闘いが勝利したことは明らかです。闘いの勝利を評価しながら、これは日本の仲間の皆さんの献身的な連帯抜きには考えられません。

交渉と闘いが交差する重要な局面で、緊急にご提案した日本遠征闘争は準備そのものが不十分でした。でも、その足りないところを日本の仲間の皆さんが補ってくださいました。

今年の寒い2月の第二次遠征闘争では東京から、大阪から、夜を徹して駆けつけてくださった皆さんがいたからこそ、冷たい風にもひるまずに、困難にもめげず、デンソー本社正門前の闘いができる勇気が湧いてきました。

第三次遠征闘争は、暴雨と酷暑の中で1日も欠かすことなく連帯してくださった名古屋、愛知の地域の仲間の皆さんがいたからこそ、遠征闘争団は14日間の闘いを成功裏に進めることができました。

今、外では心地よい風が吹いています。

あれほど、いつまでも続くかと思った酷暑と暴雨もいまは収まり気持ちよい風に、温かい陽射しに変わりました。でも、仲間の皆さんの連帯と闘いは変わることがありません。私たち韓国ワイパー分会の組合員は、皆さんを決して忘れません。いつまでも覚えていることでしょう。

今後、皆さんのように韓国ワイパー分会は心から連帯し、堂々と闘うことでしょう。私たち韓国ワイパー分会の闘いは続きます。社会的雇用基金を勝ち取ったことは、闘いの終わりではなく始まりです。この基金は、未組

織の苦しい労働者のために使われます。
これこそ私たちが共に夢見たことではないで
しょうか

夏に名古屋のある仲間の言葉が忘れられま
せん。「何人かの政治家の見せかけの宣言で
なく、苦しいところにいる両国の労働者が連
帯し、団結するとき、日本と韓国はより近く
なり、歴史の問題も解決するだろう」。

仲間の皆さんと結んだ同志的友情はこれか
らも輝くでしょう。



いま、なぜ、関東大震災、朝鮮人・中国人大虐殺100年か、「国家と民衆 犯罪の共犯関係」を考える

小野政美 ユニオンと連帯する市民の会



◆関東大震災直後、竹やりを用意して警戒に当たる自警団
＝東京市麻布区（当時）

はじめに

1923年9月1日、関東大震災（マグニ
チュード7・9と推定される地震）が関東地
方を襲った。死者・行方不明者は約10万5
000人。11時58分という昼時の激震で
火の回りが早く、約9割が焼死者と推定され
る。直後から流言飛語が発生し、朝鮮人・中
国人が自警団らによって虐殺される悲劇も起
きた。関東大震災時、日本政府は朝鮮人（当
時「鮮人」と差別していた）を敵視して各地
に警戒するよう指示し、軍隊や警察が7000人
を超える朝鮮人虐殺、700人を超える中国人
虐殺、被差別部落の人々や聴覚障害者、労働
組合員、社会主義者などの少なくない日本人

虐殺を行なった。そして朝鮮人の遺体を持ち
去るなどして、虐殺への関与を隠した。日本
政府が朝鮮人虐殺に関与したことは、史料
的にも裏付けられた事実である。政府は、民
衆に朝鮮人虐殺を行なうよう仕向けたこと
を現在に至るまで認めていない。『新愛知』
などの新聞も虐殺をあおった。名古屋でも、
関東大震災「朝鮮人・中国人大虐殺」から
100年の各種の記念集会が行われた。関東
大震災、朝鮮人・中国人大虐殺から100年。
大虐殺ジェノサイドの「国家と民衆犯罪の
共犯関係」を考えてみたい。「朝鮮人・中
国人大虐殺」は、過去の話なのだろうか？

1. 松野博一官房長官、「（日本）政府内 において事実関係を把握する記録は見当たらない」

関東大震災100年を2日後に控えた8月30
日、日本政府・松野博一官房長官は、関東
大震災当時、デマで多くの朝鮮人が日本の
兵士、警察、自警団により殺害されたと伝
えられていることに対する政府の立場への
質問に対して、関東大震災当時の朝鮮人
虐殺の事実についての記録は、「（日本）
政府内において事実関係を把握する記録は
見当たらない」

と述べ、歴史的事実の歪曲を行った。松野官房長官は問題の発言を撤回していない。日本政府は、1923年9月1日の関東大震災の際に発生した日本の兵士、警察、自警団による朝鮮人虐殺に対する責任を追及される度にこの答弁を繰り返してきた。日本政府のこうした答弁は事実とは異なる歴史修正・歴史改竄である。それは安倍政権・菅政権にはなかっただろうか？

2. 関東大震災「朝鮮人虐殺」の公の記録は多数存在する

(1) 関東大震災では自警団を組み、「朝鮮人虐殺」に関わった人たちの一部が罪に問われた

公の記録の代表的なものが当時の司法省による調査で、被告の氏名が殺人などの罪名とともに一覧表で残っており、国立国会図書館でも閲覧できる。判決文も一部は公刊されている。司法省調査などの公式記録のほか証言記録や新聞、出版物などを読み込んだ『関東大震災と民衆犯罪 立件された114件の記録から』（佐藤冬樹著・2023.8・筑摩選書）が詳しい。公式記録は、虐殺の全貌を語るわけではなく、立件の不十分さが目立つ。新聞報道と突き合わせると、各地の事件の犠牲者数は明らかに少なめである。公式記録に加え、関東各地で集められた証言が存在する。1970年代に日朝協会埼玉県連合会が呼びかけた全県調査の報告書『かくされていた歴史』には数多くの目撃証言があり、生々しい。被告となった人の証言もあるが、何十人も朝鮮人が殺される場面を目にした人は、「五、六人まだ生きていて『水をくれ』と聞いていましたが、群衆は『ホレー、水くれてやる』と丸太で殴り殺してしまいました」と証言する。『関東大震災 朝鮮人虐殺の真相——地域から読み解く』（関原正裕著・2023.7・新日本出版社）には、70年代の証言に加え、新たに見つかったメモを用い、「朝鮮人が暴動を起こす」というデマの

拡散を分析し、県の通知が果たした役割が極めて大きかったと結論づけている。朝鮮人虐殺事件にふたをする行政や警察の動きは早い段階からあった。県は責任逃れのため、通知を秘密裏に回収したと指摘する史料がある。ある被告の証言は、いずれは恩赦で前科も消えると、警察から匂わされたという。

(2) 関東大震災時の朝鮮人虐殺が横浜市を中心に神奈川県で多発していたことを示す文書が発見された。

「関東大震災時朝鮮人虐殺の事実を知り追悼する神奈川実行委員会」は9月4日、「朝鮮人145人虐殺」の加害者の名前まで書かれた関東大震災時の朝鮮人虐殺が横浜市を中心に神奈川県で多発していたことを示す日本の公文書を公開した。松野長官は定例記者会見で、この公文書の存在を、「承知していない」と述べた。関東大震災から2カ月後の1923年11月21日、当時の安河内麻吉知事から全国の警察を統括する内務省警保局長に宛て、57件の事件が起き145人が殺害されたと報告している。日時や場所、犯罪事実、被害者の氏名と住所、職業などの詳細な記録の存在は、政府による隠蔽もうかがわせる。公文書としてこれだけ詳細で本格的なものが神奈川で明らかになるのは初めてで、官憲の資料も珍しく、価値は高い。「震災ニ伴フ朝鮮人並ニ支那人ニ関スル犯罪及保護状況其他調査ノ件」と題した50ページの文書には、虐殺については「内地人ノ朝鮮人ニ対シテ行ヒタル殺傷事件調」の項目に記載している。9月2日午前から4日夜にかけて横浜市内で起きた43件を中心に川崎、茅ヶ崎、真鶴でも事件があったことが記録されている。犯罪動機は全て「鮮人犯行ノ喧傳ヲ誤信シ恐怖ト不安に藉ラレタル結果」とされ、流言を信じた日本人が無辜の朝鮮人を多数殺害した事実が示されている。犯罪事実の記述も具体的で、当時の様子が浮かび上がってくる。朝鮮人が放火や強盗、強かん、投毒などを行っている、

山中から数百人が襲ってくる、というデマが流布していた。ほとんどが朝鮮人だからという理由で激高、あるいは怪しんで殺害している。言葉を発しないことをもって朝鮮人とみなし、顔に傷があるために悪事をはたらいた朝鮮人に違いないと問い詰めるなど理不尽極まりない。警察署へ連れていかれる朝鮮人6人を群衆が大挙して殺害したり、横浜港でドック建設に従事していた労働者42人が集団で殺されたりと、凄惨な現場がいくつもあった。氏名が判明している被害者は14人で、そのうち川崎の日本鋼管で働いていた「車泰淑」という被害者名は『東京日日新聞』などで報じられたものと一致している。

(3) 2009年3月に政府専門家会議がまとめた「1923 関東大震災報告書【第2編関する専門調査会報告書-関東大震災第2編】という国の公式資料

政府の専門家会議の東大教授らの委員は、中央防災会議会長の首相が任命した。237ページある「報告書」の第4章第2節「殺傷事件の発生」には、朝鮮人虐殺について詳しい内容が載っている。「関東大震災時には、官憲、被災者や周辺住民による殺傷行為が多数発生した。武器を持った多数者が非武装の少数者に暴行を加えたあげくに殺害するという虐殺という表現が妥当する例が多かった。殺傷の対象となったのは、朝鮮人が最も多かった」として「殺傷事件による犠牲者の正確な数は掴めないが、震災による死者数の1～数パーセントにあたり、人的損失の原因として軽視できない」と記され、「武器を持った多数者が非武装の少数者に暴行を加えたあげくに殺害するという虐殺という表現が妥当する例が多かった」と結論づけている。報告書には具体的な当時の根拠史料として、東京都公文書館所蔵の「関東戒厳司令部詳報」の「震災警備ノ為兵器ヲ使用セル一覧表」などを挙げた。朝鮮人らが殺傷されたことを示す記録は、国立国会図書館などに保管され、国立公

文書館が運営する「アジア歴史資料センター」のサイトではデジタル化された資料を閲覧できる。関東大震災直後、被災地や周辺では朝鮮人に関する流言（デマ）が広まり、住民で作る自警団などによって殺害された。報告書では、具体的な加害状況については司法省が作成した資料を基に「9月2日から6日までに発生した53件の事件で、合わせて朝鮮人233名を殺害し、42名に創傷を負わせたことにより、11月15日現在、367名が起訴されていた」と記述している。松野官房長官は8月31日の定例ブリーフィングで、日本政府が設置した中央防災会議が出した同報告書について、以前から国会質問や質問書に対して（日本政府が）答えてきたように「（報告書は）有識者が執筆したものであり、政府の見解を示したものではない」として返答を避けた。こうした文言が確立した時期に首相を務めたのが安倍晋三元首相だった。戦後70年にあたり、2015年8月14日に「戦後70年談話」を発表した安倍晋三元首相は、「戦後70年談話」で、「私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と述べた。公式に虐殺の事実を認めれば、韓国や中国から謝罪や賠償を求められかねない事態を避けるためなのか。私たちはこのような歴史改竄・歴史否定を絶対に許してはならない。（以下次号に続く）

3. 関東大震災、朝鮮人・中国人虐殺から100年。朝鮮人虐殺犠牲者追悼の集會を開催

- (1) 100年目の9月1日、「朝鮮人虐殺犠牲者追悼と責任追及の集會」
- (2) 「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」前で、「朝鮮人犠牲者追悼式典」・「同胞追悼會」
- (3) 朝鮮人虐殺の荒川・木根川橋の下で「関東大震災100年 韓国・朝鮮人犠牲者追悼式」
- (4) ヘイト団体の「慰霊の公園」使用、妨害行為・ヘイトスピーチに市民が抗議
- (5) NHK「クローズアップ現代」が「100年前の悲劇」を忘れるべきでない理由」を放送
- (6) 劇映画『福田村事件』（森達也監督）の劇場公開

映画「福田村事件」を観て

櫻井 善行

1923年に発生した関東大震災から100年が経過した。私たちにとって関東大震災は未曾有な被害を受けた出来事として記憶に生々しく残っている。震災の被害は、死者・行方不明者約10万5千人、住家全壊焼失流失約29万3千棟という甚大なものであった。とともに忘れることができないのが、当時の官憲・自警団によって虐殺された在日朝鮮人のことである。為政者の中にはこの事件を正視できずに、居直ったり事実をねじ曲げる事例もある。ヘイトスピーチ平気で行うことで知られる元東京都知事石原慎太郎が朝鮮人のことを「三月さん」と小馬鹿にしたり、野党指導者を風聞だけで「在日」だと決めつけることを平気で行ってきたこと自体、この国の知的レベルを示している。慰霊祭を回避した小池百合子東京都知事も歴史的事実を正視できない人物である。

歴史の事実を抹消することはよくある。公的な文書として紹介されている室谷智子（国立科学博物館）『100年前の資料を通して感じる関東大震災』〔関東大震災映像デジタルアーカイブ〕<https://kantodaishinsai.filmarchives.jp/columns/c03.html>

には、震災での被災記録はあっても、この残虐な行為への記述はない。ただ、高校日本史の教科書にはこの出来事への記載があるのは若干の救いである。

今回上映された「福田村事件（森達也監督）」はこの映画が上映されたことではじめてこの事実を知った人も多い。恥ずかしながら福田村事件を知ったのは、私もこの映画によってである。讃岐を出た薬売りのための出稼ぎの15人がこの忌まわしき出来事の被害者であった。震災後の混乱および流言蜚語が生

み出した社会不安の中で、その薬の行商団とその家族が千葉県東葛飾郡福田村（現在の野田市）三ツ堀で地元の福田村および田中村（現柏市）の自警団に暴行され、9名が殺害されたのが映画のテーマである。

1923年（大正12年）3月に讃岐香川県を出発していた行商団15人は、関西から各地を巡って群馬を経て8月に千葉に入っていた。関東大震災直後、4日には千葉県にも緊急勅令によって戒厳令の一部規定が適用され、同時に官民一体となって朝鮮人などを取り締まるために自警団が組織・強化され、村中を警戒していた。そのやりとりの過程で、自警団の手によって殺害されたのが真相である。この事件は誰が真犯人ともわからないぐらい、村人の心は乱れエスカレートしていた。この映画でも示されていたが、迫害されるのは「主義者」であり「朝鮮人」であり「被差別部落民」であった。唯一の情報伝達媒体であった新聞も事実を報道できなかった。朝鮮人と間違えられて殺されたという論理そのものがおかしいが、物事を順序立てて理解するにはそこからスタートするのはある意味自然である。尊い人命をあやめるのは、あってはならないことで、当時の日本社会が同調圧力で劣化した集団であったことを示してあまりある。この映画には、辛口の批評もあるが、まずは人々が真実を知り得るといふ課題に迫るといふ意味で傑作だと私は考える。多くの人にぜひ観てほしい作品である。

威力業務妨害罪

木村直樹

全日建関西生コン支部弾圧事件の影響で「威力業務妨害罪」の適用を恐れて企業へのビラ配布を控える動きが生まれてきている。大きなユニオンである岐阜一般からもそんな声が上がリ、全日建の東京のある支部でもフジタへのビラ配布は勘弁してほしいという組合員の声が上がったことを9月15日の京都地裁の証人尋問で全日建本部の小谷野書記長は語った。確実に萎縮効果が現れてきている。

そもそも「威力」とは何か。「力」を強めた表現に過ぎない。「威力を発揮する」など、「威力」には何ら悪い意味はないのに「業務妨害」と合体すると、「威力」のニュアンスが変わってくる。二つを合わせた「威力業務妨害罪」の構成要件として、「威力」のほうから「威圧」「威迫」「威勢」などを引き出して犯罪化する手法は恣意的である。

「威力」を「人の意思を制圧するに足る勢力」と置き換える判例もあり、常用される。

大阪高裁の判決(2022年2月21日)では「威力業務妨害罪が成立するためには、現に業務妨害の結果が発生したことは必要ない」といって構成要件に「威圧感」を与えるものがあれば十分だという非常識な論理を使った。

「威力業務妨害罪」は刑法234条によって「威力を用いて人の業務を妨害した者」が罰せられる。「威力」という言葉は旧刑法第163条に「偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ此ヲ阻止シタル者」と第270条、第271条に「偽計威力ヲ以テ妨害を為シタル者」として登場する。のち治安警察法17条が反対運動でなくなったあと、代わりにできた暴力行為処罰法第1条に「団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ」を初め、「威力脅迫」「威力器物毀棄」「威力面会強請」「威力強談威迫」「威力殺人供与罪」などと拡張して活用されたが、改

正された現行法では「多衆の威力」のみが残る。

かつて司法は少なくとも今日のような有様ではなかった。

岡本光雄『メーデー事件』を読むと、人民広場(皇居前広場)を中央メーデー会場に使用するのは禁止(吉田内閣1952年3月13日)という処分は憲法違反という訴訟で東京地裁は「勤労者が毎年5月1日を期して勤労者の団結を固め、その威力を誇示するために集会及び示威行進をおこなうことは憲法21条の当然保障するところであるが、さらに勤労の尊厳について勤労者の自覚を促し、一般国民の尊厳を高める意味において公共の福祉にも適するものといえることができる」と判決した。

大正鉦業事件の福岡地裁判決(1966年1月27日)では、「そもそも争議行為は労働者が団結して使用者に対抗するのであるから集団の威力を誇示することは当然であるし、またその本質は業務の正常な運転を阻害することに存するのであるから前記罰条を文字通りに解するならば、すべての争議行為は犯罪とされ、憲法第二八条の保障は全く空文に帰することになるであろう。従って特定の争議行為に対し威力業務妨害罪の適用ありというためには、その争議行為の目的又は手段が全法体系の秩序を紊し、到底許容できないものと認められる場合に限られねばならない」、「事実関係を総合すれば被告人らの上記所為を以て労働争議の正当な限界を超え、刑事責任を問われるべき行為ということとはできない。すなわち罪とならないものである」と述べ、暴力行為処罰の罪にも当たらないとした。しかし高裁(1966年12月6日)ではその内容は地裁判決を部分的に認めながら、機械を止めて出炭業務を妨害した点を有罪にした。

労働運動が盛んであった時代を知らない法曹界は市民法を基準にして当たり前になっている。

『新法律学事典 第三版 平成8年』の「業務妨害罪」の項目では、偽計や威力を用いて業務を妨害する罪としながら「現実に業務が妨害される必要はない。そのおそれのある状態を発生させれば足りる」とするが、団藤重光『刑法綱要総論』にある「労働争議は、形の上で業務妨害罪その他の構成要件に該当しても、原則的に違法性が阻却されるものとみとめられるのである」は崩せない。

実際にベリーベスト法律事務所のホームページには「具体的な暴力行為や脅迫文言がない場合でも、相手に「やめておこう」「別の方法にしよう」と意思決定の変更を生じさせる行為は、威力に該当することがあります」「威力業務妨害罪は、威力によって「他人の業務を妨害」した場合に成立します。注意すべきは、実際に業務が妨害された場合のみならず、業務妨害の結果が生じなかった場合にも威力業務妨害罪が成立する、ということです」とあるように裁判所だけの論理でないことがわかる。これには未遂罪がないので、「独立共謀罪」のように「計画」(共謀)だけで実行行為がなくとも罪に問えることになる恐ろしいものである。

「威勢」を示すと「威力業務妨害」になる一方、片や「威勢のいい掛け声」は商売を促進し繁盛につながるように、言葉は状況によって意味が変わるが、権力関係による判断は許されない。

「威力」は様々に使われていて、カントの『純粹理性批判』(篠田英雄訳、岩波文庫)では「理性の威力に心を奪われるものだから、認識を拡張しようとする衝動はついにとどまるところを知らない」とある。「理性の威力」(der Macht Vernunft)の「威力」は単なる力(Macht)である。

「威」は「虎の威を借る狐」(『戦国策』)

にはじまり、「警察官というと権力をかさに着て何かムヤミに威張りたがるもの」(小岩井浄「一つの直言」「警友」昭和22年8月号)とかも現実の姿である。警察庁からの指示を受けて関生弾圧に向かった滋賀県警組織犯罪対策課の警察官を思い浮かべる。「滋賀県警組織犯罪対策課が組合活動に介入し威圧!!」という「連帯ユニオンニュース」(2022年2月3日)のトップ見出しがそれを如実に語る。

「威厳を損ねる」「威光に従う」「威儀を正す」「威信をかけて」「威容を表す」「威风堂々」「武威を示す」「国威発揚」「猛威を振るう」「赤糸威」「虎の威を借りる」などと「威」の外延として展開される。「威張る」が分かりやすいように、「威」という文字は形象として、家で畏敬されている女性と戊(エツ)を組み合わせたともいう。

「権威」「武威」「皇威」「国威」「神威」などと共に、「御稜威」(みいつ)という言葉は「天皇の威光」(『岩波国語辞典』)を表現する。

『論語』(金谷治訳注)では「子温而厲 威而不猛 恭而安」(先生はおだやかでいてしかもきびしく、おごそかであってしかも烈しくはなく、恭謙でいてしかも安らかであられる)と「威」を「おごそか」としている。

力の強い者が弱い者に加える圧力の最大なものは国家権力による「威力」の行使であって、労働組合の業務を妨害することは正に「威力」の行使である。

最近では、宮城秋乃さんが沖縄北部訓練場で米軍の廃物を置いた抗議活動や山城博治さんたちの辺野古基地拡張工事反対運動を威力業務妨害罪に問う事件が続くように、労働運動のみならず市民運動も弾圧される状況にある。山城さんは「ブロックを積んだのは県民の抵抗の心を表現する芸術だ。これが威力妨害なら、県民の存在自体が威力、威嚇だと言いかねない」と語った。

ユニオン学校

第100回を迎えた後、最初の第101回ユニオン学校は吉田典子さんの「中部電力新入社員労災認定裁判報告とワークショップ」でした。労災認定（4月25日、名古屋高裁）を勝ち取り、損害賠償については中電との和解が成立したあと行われました。

裁判報告のあと日常遭遇する危険回避10の問題を8チームに別れて、対応を協議して結論を出し、最終的には正解とされるものとの距離感を味わいました。問題の設定を含めて異論もでて、参加者24人ほどが全員話すことになるなど珍しい機会となりました。それぞれのチームが出した結論と正解との詰めまでは至りませんでした。設問者の想定を憶測すれば、納得できるものもあり、意外感もさらに謎を産んでおもしろいものでした。これは、われわれの労働・産業現場のメンタル問題やユニオン運動の目的と方法をめぐる選択でも応用が可能で、より活発に異論続出となるでしょう。吉田さんは産業カウンセラーとしても、集団のコミュニケーションを一挙に高める技を見せてくれました。われわれは議論下手というか、色んな異論を戦わせることに臆する傾向があるので、この機会に改めたいところです。一つの事実を集団でどう認識するのか、そして実践に移していくのかという古くて新しい課題も横たわっています。

異論こそエネルギーです。

木村直樹

ネットの拾い読み

“働かせ放題” 倒れる前の53日間で休みは1日のみ 過労死で亡くなった中学教諭

7年前、富山県滑川市の中学教諭の男性が長時間労働の末、40代の若さで亡くなりました。男性が倒れる前日までの53日間で休みはわずか1日のみ。教員の過労死は、教育に力を尽くした「美談」として扱われ、過重な長時間労働について市や県の責任が問われることは少ない中「美談として終わらせたくない」と謝罪と損害賠償を求め提訴。（2023/7/4(火)22:21配信「チューリップテレビ」）

【解説】「部活動は自主的活動の範疇ではない」40代教諭過労死で賠償命令…裁判所はどう判断したのか（2023/7/5(水) 22:09配信「チューリップテレビ」）

札幌高裁も再雇用拒否は無効 組合活動巡り

北海道函館市の「函館バス」労働組合委員長黒滝浩二さん（62）が、組合休暇を組合員に不正取得させたとして再雇用を拒んだ会社の対応を違法と訴えた訴訟の判決で、札幌高裁は22日、一審函館地裁の判決を支持し、再雇用拒否を無効として地位を認めた上で、一審判決後の期間も含めた未払い賃金約527万円の支払いを命じた。（2023/8/22(火) 18:47配信「共同」）

させばバスの上告を棄却…バス運転士の「待機時間」は「労働時間」か？

福岡高裁での二審判決は始発バス停での待機は労働時間にあたらぬとする会社側の主張を否定し、一審と同じように、会社側に約370万円の支払いを命じていました。最高裁は9月1日付けで会社側の上告を棄却する決定をしました。（2023/9/7(木) 12:09配信「KTNテレビ長崎」）

※ 告知欄 ※

勝手に使うな！税金を！10・19集会&デモ

日時：10/19 18:30～

場所：若宮スポーツ広場

韓国ワイパー労組勝利報告集会

日時：10/22 13:30～

場所：ウインクあいちの会議室(1103)

だまっちゃおれん！訴訟サポーターズ判決前集会

日時：10/22 14:30～

場所：ウインクあいち 901会議室

だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜 判決

日時：11/22 11:00～

場所：名古屋高等裁判所

国際人権から見た関西生コン労組弾圧

国際社会から日本の人権はどう見える？ 人権主張はわがまま？

講師：藤田早苗さん

日時：12月3日 13:30開場 14:00開演

場所：東別院会館 集会室（蓮橘）

主催：関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会

編集後記

今回も編集大変でした。記事の差し替え、修正に手間取りました。長時間デスクワークは辛いのですよ。実は先月吞んでいるときイスから転げ落ちコンクリートの床に尻を打ちつけました。いやあ痛かった（笑）。で、ふと思い出したのが以前居酒屋での出来事。のんびり吞んでいたら突然隣の席からガタガタと音が。見るとオジサンがイスから落ちている。眼鏡の打ち所が悪かったのか顔面流血騒ぎである。大将はタオルを持ってこさせ、血を拭きながら「救急車を呼べ」、息子「代金が…」、大将「そんなこと言っとる場合か」と叫び、嫌がるオジサンを無理やり救急車に乗せ送り出す。息子「またか」とため息。なんと、オジサンは以前にも救急車騒ぎを起していた前科持ちであったのだ。いやウチでなくて良かった。しかし、こういう対応はいいね、優しさを感じるよ。此頃の不安に悩む者が多いとき、以前有ったような労働者相手の気楽に集える協働の居酒屋を造りたいものですね。（楽人）

■ 事務局連絡先 ■

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館本館306号 健康センター内

Tel&(fax): 052-883-6966(6983)

メール: sfl7wtkq@tg.commuja.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部100円

本年度の会費・カンパ
の振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号：00820-7-169123